

改 正 案

（検査役が提供する電磁的記録）

第十四条の七 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、  
 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一  
 項（電磁的記録の構造等）に規定する磁気ディスク（電磁的記録に  
 限る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が  
 定める電磁的記録とする。

一～四 （略）

（のれん）

第十七条の二 保険業を営む株式会社は、吸収型再編（計算規則第二  
 条第三項第三十三号（定義）に規定する吸収型再編をいう。第十九  
 条の三第一項第五号及び同条第二項第十一号において同じ。）新  
 設型再編（計算規則第二条第三項第四十一号に規定する新設型再編  
 をいう。）又は事業の譲受け（移転先会社（法第百三十五条第一項  
 に規定する移転先会社をいう。）となることを含む。第二十四条の  
 七において同じ。）をする場合において、適正な額ののれんを資産  
 又は負債として計上することができる。

現 行

（検査役が提供する電磁的記録）

第十四条の七 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、  
 商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第一  
 項各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスク（電磁的記録に限  
 る。）及び次に掲げる規定により電磁的記録の提供を受ける者が定  
 める電磁的記録とする。

一～四 （略）

（のれんの通則）

第十七条の二 保険業を営む株式会社は、この節（前条第二項の規定  
 により適用される計算規則第二編第二章第二節（のれん）の規定を  
 含む。）に定めがある場合に限り、資産又は負債としてのれんを計  
 上することができる。

（移転先会社となる場合におけるのれんの計上）

第十七条の三 削除

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条(会計監査人設置会社の特則)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号(監査役設置会社(法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。))であつて監査役設置会社(法第三十条の十第三項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。))でない保険業を営む株式会社にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告(監査役会設置会社にあつては、前条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。)の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報

第十七条の三 保険業を営む株式会社に対する第十七条第二項の規定

による計算規則第二十九条(事業の譲受け)の適用については、同条第一項中「事業の譲受けにより」とあるのは、「事業の譲受け(移転先会社(保険業法第三百三十五条第一項に規定する移転先会社をいう。))となることを含む。以下この条において同じ。))により」とする。

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条(会計監査人設置会社の特則)に規定する内閣府令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 (略)

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告(監査役会設置会社(法第三十条の十第三項に規定する監査役会設置会社をいう。以下同じ。))にあつては、前条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。)の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報

告に付記された内容（監査役会監査報告（計算規則第二百二十八条第一項（会計監査人設置会社の監査報告の内容等）に規定する監査役会監査報告をいう。）の内容が監査役監査報告（同項に規定する監査役監査報告をいう。以下この号において同じ。）の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員（法第二条第十九項に規定する監査委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見をいう。）が前号の意見でないこと。

四 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類が計算規則第三百三十二条第三項（会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限）の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

（計算書類の公告）

第十七条の九 保険業を営む株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号までに掲げる事項は、当該事業年度に係る注記に限るものとする。

一～四 （略）

告に付記された内容（監査役会監査報告（計算規則第五十六条第一項に規定する監査役会監査報告をいう。）の内容が監査役監査報告（同項に規定する監査役監査報告をいう。以下この号において同じ。）の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員（法第二条第十九項に規定する監査委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見をいう。）が前号の意見でないこと。

四 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類が計算規則第六十条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

（計算書類の公告）

第十七条の九 保険業を営む株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定による公告（同条第三項の規定による措置を含む。以下この項において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない。この場合において、第一号から第七号までに掲げる事項は、当該事業年度に係る注記に限るものとする。

一～四 （略）

五 関連当事者（計算規則第百十二条第四項（関連当事者との取引に関する注記）に規定する関連当事者をいう。）との取引に関する注記

六〇八（略）

二・三（略）

（法第十五条の規定による準備金の計上）

第十七条の十一 保険業を営む株式会社が残余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一・二（略）

2 保険業を営む株式会社が残余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

一・二（略）

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を

五 関連当事者（計算規則第百四十条第四項に規定する関連当事者をいう。）との取引に関する注記

六〇八（略）

二・三（略）

（法第十五条の規定による準備金の計上）

第十七条の十一 保険業を営む株式会社が残余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の資本準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の資本準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一・二（略）

2 保険業を営む株式会社が残余金の配当をする場合には、剰余金の配当後の利益準備金の額は、当該剰余金の配当の直前の利益準備金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

一・二（略）

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を

減じて得た額とする。

一・二 (略)

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社<sup>イ</sup>が吸収型再編受入行為(計算規則第二条第三項第三十四号(定義)に規定する吸収型再編受入行為をいう。以下この条及び第十九条の四において同じ。)に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六号に掲げる額

四 (略)

五 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社<sup>イ</sup>が吸収型再編受入行為をした場合における当該吸収型再編受入行為に係る次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編後の当該保険業を営む株式会社<sup>イ</sup>のその他資本剰余金の額から当該吸収型再編の直前の当該保険業を営む株式会社<sup>イ</sup>のその他資本剰余金の額を減じて得た額

ロ 吸収型再編後の当該保険業を営む株式会社<sup>ロ</sup>のその他利益剰余金の額から当該吸収型再編の直前の当該保険業を営む株式会社<sup>ロ</sup>のその他利益剰余金の額を減じて得た額

六 最終事業年度の末日後に計算規則第二十一条(設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合)の規定又は第四十

減じて得た額とする。

一・二 (略)

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社<sup>イ</sup>が吸収型再編受入行為(計算規則第二条第三項第三十三号に規定する吸収型再編受入行為をいう。以下この条及び第十九条の四において同じ。)に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六号に掲げる額

四 (略)

五 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社<sup>イ</sup>が吸収型再編受入行為をした場合における当該吸収型再編受入行為に係る次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編後資本剰余金額(計算規則第二条第三項第四十九号に規定する吸収型再編後資本剰余金額をいう。以下この条において同じ。)から吸収型再編直前資本剰余金額(同項第四十八号に規定する吸収型再編直前資本剰余金額をいう。以下この条において同じ。)を減じて得た額

ロ 吸収型再編後利益剰余金額(計算規則第二条第三項第五十三号に規定する吸収型再編後利益剰余金額をいう。以下この条において同じ。)から吸収型再編直前利益剰余金額(同項第五十二号に規定する吸収型再編直前利益剰余金額をいう。以下この条において同じ。)を減じて得た額

六 最終事業年度の末日後に計算規則第四十四条の規定又は第四十五条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額

五条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額

2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式会社における法第四十六條第六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四十六條第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十二号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 成立の日（会社法以外の法令により保険業を営む株式会社となつたものにあつては、当該保険業を営む株式会社が株式会社となつた日。以下この項において同じ。）後に会社法第七十八條第一項（株式の消却）の規定により自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額

二〇十（略）

十一 成立の日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為をした場合における当該吸収型再編受入行為に係る次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編後の当該保険業を営む株式会社のその他資本剰余金の額から当該吸収型再編の直前の当該保険業を営む株式会社のその他資本剰余金の額を減じて得た額

ロ 吸収型再編後の当該保険業を営む株式会社のその他利益剰余金の額から当該吸収型再編の直前の当該保険業を営む株式会社のその他利益剰余金の額を減じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、最終事業年度のない保険業を営む株式会社における法第四十六條第六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四十六條第七号に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第五号までに掲げる額の合計額から第六号から第十二号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 成立の日後に会社法第七十八條第一項（株式の消却）の規定により自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額

二〇十（略）

十一 成立の日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為をした場合における当該吸収型再編（計算規則第二條第三項第三十二号に規定する吸収型再編をいう。）に係る次に掲げる額の合計額

イ 吸収型再編後資本剰余金額から吸収型再編直前資本剰余金額を減じて得た額

ロ 吸収型再編後利益剰余金額から吸収型再編直前利益剰余金額を減じて得た額

十二 成立の日後に計算規則第二十一条の規定により増加したその他資本剰余金の額又は効力発生日（法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。）後に第四十五条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額

3 最終事業年度の末日後に持分会社が保険業を営む株式会社となった場合には、保険業を営む株式会社となった日における当該保険業を営む株式会社のその他資本剰余金の額及びその他利益剰余金の額の合計額を最終事業年度の末日における剰余金の額とみなす。

（その他減ずるべき額）

第十九条の四 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一～三 （略）

四 保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社（計算規則第二十三条第五十一号（定義）に規定する連結配当規制適用会社をいう。）であるとき（同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。）は、イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあつては、零）

イ～ハ （略）

十二 成立の日後に計算規則第四十四条の規定により増加したその他資本剰余金の額又は効力発生日（法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。）後に第四十五条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額

3 最終事業年度の末日後に株式会社以外の法人が保険業を営む株式会社となった場合には、保険業を営む株式会社となった日における当該保険業を営む株式会社のその他資本剰余金の額及びその他利益剰余金の額の合計額を最終事業年度の末日における剰余金の額とみなす。

（その他減ずるべき額）

第十九条の四 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一～三 （略）

四 保険業を営む株式会社が連結配当規制適用会社（計算規則第二十三条第七十二号に規定する連結配当規制適用会社をいう。）であるとき（同号のある事業年度が最終事業年度である場合に限る。）は、イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零未満である場合にあつては、零）

イ～ハ （略）

五・六 (略)

七 次に掲げる額の合計額

イ 最終事業年度の末日後に計算規則第二十一条(設立時又は成立後の株式の交付に伴う義務が履行された場合)の規定又は第四十五条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額

ロ (略)

八 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が当該保険業を営む株式会社の株式を取得した場合(会社法第一百五十五条第十二号(総則)に掲げる場合以外の場合において、当該株式の取得と引換えに当該株式の株主に対して当該保険業を営む株式会社の株式を交付するときに限る。)における当該取得した株式の帳簿価額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ・ロ (略)

九 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二十条の十八 法第三十三条の第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由  
三 (略)

五・六 (略)

七 次に掲げる額の合計額

イ 最終事業年度の末日後に計算規則第四十四条の規定又は第四十五条の四の二の規定により増加したその他資本剰余金の額

ロ (略)

八 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が当該保険業を営む株式会社の株式を取得した場合(会社法第一百五十五条第十二号に掲げる場合以外の場合において、当該株式の取得と引換えに当該株式の株主に対して当該保険業を営む株式会社の株式を交付するときに限る。)における当該取得した株式の帳簿価額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額

イ・ロ (略)

九 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二十条の十八 法第三十三条の第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断  
三 (略)



(吸収合併等の際の資産及び負債の評価)

第二十四条の六 吸収合併存続相互会社（法第六十条第一号に規定する吸収合併存続相互会社をいう。以下同じ。）は、吸収合併（法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この項及び次条において同じ。）が当該吸収合併存続相互会社による支配取得（相互会社が他の会社又は当該他の会社の事業に対する支配を得ることをいう。）に該当する場合その他の吸収合併対象財産（吸収合併により吸収合併存続相互会社が承継する財産をいう。以下この項において同じ。）に時価を付すべき場合を除き、吸収合併対象財産には、吸収合併消滅会社（法第六十九条第一項に規定する吸収合併消滅会社をいう。第二十四条の十二第二項において同じ。）における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 前項の規定は、新設合併（法第六十一条に規定する新設合併をいう。次条において同じ。）のうち当該新設合併により相互会社が設立されるものについて準用する。

(のれん)

(吸収合併等の際の資産及び負債の評価)

第二十四条の六 吸収合併存続相互会社（法第六十条第一号に規定する吸収合併存続相互会社をいう。以下この項、第二十四条の八及び第二十四条の九において同じ。）は、吸収合併対象財産（吸収合併（法第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この項、第二十四条の八及び第二十四条の九において同じ。）により吸収合併存続相互会社が承継する財産をいう。以下この項、第二十四条の八第一項及び第二十四条の九において同じ。）の全部の取得原価を吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続相互会社が吸収合併消滅会社（法第六十九条第一項に規定する吸収合併消滅会社をいう。以下この項及び第二十四条の九において同じ。）の社員又は株主に対して交付する財産をいう。以下第二十四条の八及び第二十四条の十二第二項において同じ。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、吸収合併消滅会社における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 前項の規定は、新設合併（法第六十一条に規定する新設合併をいう。）のうち当該新設合併により相互会社が設立されるものについて準用する。

(のれんの通則)

第二十四条の七 相互会社は、吸収合併、新設合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

第二十四条の八から第二十四条の十まで 削除

第二十四条の七 相互会社は、この目の定めに基づく場合に限り、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

(吸収合併において時価で評価する場合におけるのれんの計上)

第二十四条の八 吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合には、吸収合併存続相互会社は、吸収合併に際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定めるものをも吸収合併対価として考慮するものとする。

- 一 吸収合併存続相互会社が吸収合併の直前に吸収合併消滅株式会社(法第六十二条第一号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。次号において同じ。)の株式を有しているとき 当該株式
- 二 吸収合併の直前に吸収合併消滅株式会社が新株予約権(会社法第二十一条(定義)に規定する新株予約権をいう。以下この号において同じ。)を発行しているとき 当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する財産
- 三 吸収合併に係る費用があるとき 当該費用のうち吸収合併対価として考慮すべきもの

(吸収合併におけるのれんの計上の禁止)

第二十四条の九 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会社における吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合には、吸収合併存続相互会社は、吸収合併に際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 吸収合併対象財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。

(事業の譲受け等におけるのれんの計上又はその禁止)

第二十四条の十 事業の譲受け(移転先会社(法第百三十五条第一項に規定する移転先会社をいう。)となることを含む。以下この条において同じ。)により取得する財産の全部の取得原価をその対価の時価その他当該財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合には、事業の譲受けをする相互会社は、事業の譲受けに際して、資産又は負債としてのれんを計上することができる。

2 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、事業の譲受けに係る費用があるときは、当該費用のうち同項の対価として考慮すべきものをも当該対価として考慮するものとする。

3 事業の譲受けにより取得する財産に当該事業の譲受けの相手方における当該事業の譲受けの直前の帳簿価額を付すべき場合には、事

(評価・換算差額等)

第二十四条の十一 相互会社の会計帳簿には、次に掲げるものその他資産、負債又は基金等（基金、基金申込証拠金、基金償却積立金、再評価積立金、基金償却積立金減少差益及び剰余金をいう。）以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適當であると認められるものは純資産として計上することができる。

一 (略)

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺すること客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引

業の譲受けをする相互会社は、当該事業の譲受けに際して、のれんを計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 事業の譲受けにより取得する財産にのれんが含まれる場合において、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならぬ正当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。

(評価・換算差額等)

第二十四条の十一 相互会社の会計帳簿には、次に掲げるものその他資産、負債又は基金等（基金、基金申込証拠金、基金償却積立金、再評価積立金、基金償却積立金減少差益及び剰余金をいう。）以外のものであつても、純資産の部の項目として計上することが適當であると認められるものは純資産として計上することができる。

一 (略)

二 ヘッジ会計（ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この号において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とし、かつ、当該可能性を減殺すること客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引を

をいう。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。)を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三 (略)

(更生計画に基づく行為に係る計算に関する特則)

第二十四条の十二 (略)

2 更生計画(会社更生法第二条第二項(定義)及び更生特例法第六十九条第二項に規定する更生計画をいう。)において相互会社(同条第七項に規定する更生会社を除く。)が吸収合併(更生特例法第二百七十条第一項(吸収合併)及び第三百六十一条第一項(吸収合併)に規定する吸収合併をいう。以下この項において同じ。)に際して更生会社(会社更生法第二条第七項及び更生特例法第六十九条第七項に規定する更生会社をいう。)の更生債権者等(会社更生法第二条第十三項及び更生特例法第六十九条第十三項に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。)を当該相互会社の基金の拠出者とする当該基金を割り当てた場合には、当該更生債権者等を基金の拠出者とする当該基金の額も当該吸収合併に係る吸収合併対価(吸収合併に際して吸収合併存続相互会社が吸収合併消滅会社の社員又は株主に対して交付する財産をいう。)として考慮するものとする。

(連結の範囲)

をいう。)に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。)を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

三 (略)

(更生計画に基づく行為に係る計算に関する特則)

第二十四条の十二 (略)

2 更生計画(会社更生法第二条第二項(定義)及び更生特例法第六十九条第二項に規定する更生計画をいう。)において相互会社(同条第七項に規定する更生会社を除く。)が吸収合併(更生特例法第二百七十条第一項(吸収合併)及び第三百六十一条第一項(吸収合併)に規定する吸収合併をいう。以下この項において同じ。)に際して更生会社(会社更生法第二条第七項及び更生特例法第六十九条第七項に規定する更生会社をいう。)の更生債権者等(会社更生法第二条第十三項及び更生特例法第六十九条第十三項に規定する更生債権者等をいう。以下この項において同じ。)を当該相互会社の基金の拠出者とする当該基金を割り当てた場合には、当該更生債権者等を基金の拠出者とする当該基金の額も当該吸収合併に係る吸収合併対価として考慮するものとする。

(連結の範囲)

第二十五条の五 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含まれるべき実質子会社のうち、その資産、売上高(役務収益を含む。)等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

(持分法の適用)

第二十五条の八 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結実質子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の適用の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないものは、持分法の適用の対象から除くことができる。

(監査報告の通知期限等)

第二十六条の四 (略)

2～4 (略)

5 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 監査役設置会社(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。)
- 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

第二十五条の五 (略)

2 前項の規定により連結の範囲に含まれるべき実質子会社のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる。

(持分法の適用)

第二十五条の八 (略)

2 前項の規定により持分法を適用すべき非連結実質子会社及び関連会社のうち、その損益等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないものは、持分法の対象から除くことができる。

(監査報告の通知期限等)

第二十六条の四 (略)

2～4 (略)

5 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 監査役設置会社(法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。)
- (監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。)
- 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める者

イ〜ハ (略)

二 (略)

(会計監査報告の通知期限等)

第二十七条の六 (略)

2〜4 (略)

5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする(第二十七条の八において同じ)。

一・二 (略)

三 委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当

該イ又はロに定める者

イ 監査委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査委員を定めた場合 当該通知を受ける監査委員として定められた監査委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査委員のうちいずれかの者

(監査役監査報告等の通知期限)

第二十八条の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 (略)

イ〜ハ (略)

二 (略)

(会計監査報告の通知期限等)

第二十七条の六 (略)

2〜4 (略)

5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする(第二十七条の八において同じ)。

一・二 (略)

三 委員会設置会社 監査委員会が第一項の規定による会計監査報

告の内容の通知を受ける監査委員として定められた監査委員

(監査役監査報告等の通知期限)

第二十八条の四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った取締役又は執行役

5 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

三 委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査委員会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査委員を定めた場合 当該通知をすべき監査委員として定められた監査委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査委員のうちいずれかの者

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第二十九条の四 法第五十四条の六第四項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号(監査役設置会社であつて監査役会設置会社でない相互会社にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当することとする。

一〜四 (略)

(社債権者集会参考書類)

第三十一条の十二 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案及び提案の理由

二 前号に掲げる場合以外の場合 事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った取締役及び執行役

5 第一項及び第三項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一・二 (略)

三 委員会設置会社 監査委員会において第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査委員として定められた監査委員

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第二十九条の四 法第五十四条の六第四項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一〜四 (略)

(社債権者集会参考書類)

第三十一条の十二 社債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案



二 (略)

254 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十五条の七 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 (略)

2 (略)

(株式の額)

第四十五条の十一 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十五条第二項第三号(吸収合併契約等の承認等)に規定する内閣府令で定める額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 (略)

二 計算規則第十一条(のれん)の規定により計上したのれんの額

三 計算規則第十二条(株式及び持分に係る特別勘定)の規定により計上する負債の額

二 (略)

254 (略)

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十五条の七 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 (略)

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 (略)

2 (略)

(株式の額)

第四十五条の十一 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十五条第二項第三号(吸収合併契約等の承認等)に規定する内閣府令で定める額は、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額とする。

一 (略)

二 計算規則第二十条第一項第一号の規定により計上したのれんの額

三 計算規則第三十一条第一項本文の規定により計上する負債の額

（相互会社が存続するときの株式会社と相互会社との吸収合併契約）

第九十九条の三の二 法第六十二条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併存続相互会社が吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社（法第六十二条第一項第一号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この節（第一百一条の二の二十一、第一百一条の二の二十二、第一百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二（四）（略）

（業務、経理に関する規定の準用）

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第十五条第一項の価格変動準備金について、第七

（相互会社が存続するときの株式会社と相互会社との吸収合併契約）

第九十九条の三の二 法第六十二条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併存続相互会社（法第六十条第一号に規定する吸収合併存続相互会社をいう。以下この節において同じ。）が吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社（法第六十二条第一項第一号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。以下この節（第一百一条の二の二十一、第一百一条の二の二十二、第一百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二（四）（略）

（業務、経理に関する規定の準用）

第六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五及び第五十三条の六から第五十三条の十二までの規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第十五条第一項の価格変動準備金について、第七

十一條の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三條の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九條の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二條の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九條中「第四十七條、第四十八條、第四十八條の三及び第四十八條の五」とあるのは「第三百三十九條、第四百四十條及び第四百四十條の三」と、第五十條中「第四十七條、第四十八條、第四十八條の三、第四十八條の五及び前條」とあるのは「第三百三十九條、第四百四十條及び第四百四十條の三並びに第六十條において準用する第四十九條」と、第五十三條中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同條第一項中「第七十四條第一号イ及び第三号」とあるのは「第五百十三條第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三條第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四條第二項第三号」とあるのは「法第八十七條第三項第三号」と、第五十三條の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同條第一項第一号中「法第九十八條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十八條」と、同條第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五條第一項に

十一條の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三條の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九條の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二條の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九條中「第四十七條、第四十八條、第四十八條の三及び第四十八條の五」とあるのは「第三百三十九條、第四百四十條及び第四百四十條の三」と、第五十條中「第四十七條、第四十八條、第四十八條の三、第四十八條の五及び前條」とあるのは「第三百三十九條、第四百四十條及び第四百四十條の三並びに第六十條において準用する第四十九條」と、第五十三條中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同條第一項中「第七十四條第一号イ及び第三号」とあるのは「第五百十三條第一号イ及び第三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三條第一号ロ及びニに掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四條第二項第三号」とあるのは「法第八十七條第三項第三号」と、第五十三條の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同條第一項第一号中「法第九十八條」とあるのは「法第九十九條において準用する法第九十八條」と、同條第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五條第一項に

規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と

規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者（法第八条第一項に規定する特定関係者をいう。次条及び第五十三条の六において同じ。）」とあるのは「特定関係者（法第九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の五中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、第五十三条の六中「特定関係者」とあるのは「特定関係者」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と

、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第一百一十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百一十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「日本における事業年度の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、

、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項

同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。